

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）Ⅱ 記載要領及び留意事項】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
外国貨物廃棄届 (C-3080)	外国貨物廃棄届 (C-3080)
<p>「届出者」の項には、原則として、貨主である法人の所在地、名称及び代表者の氏名（貨主が個人の場合に<u>あつては</u>、住所及び氏名）を記載する。</p> <p>なお、通関業者が貨主その他の届出人に<u>代わって</u>手続を行う場合は、代理人である旨を明記し、貨主その他の届出人と併記する。</p>	<p>「届出者」の項には、原則として、貨主である法人の所在地、名称及び代表者の氏名（貨主が個人の場合に<u>あつては</u>、住所及び氏名）を記載する。</p> <p>なお、通関業者が貨主その他の届出人に<u>代わって</u>手続を行う場合は、代理人である旨を明記し、貨主その他の届出人と併記する。</p>
<p>「記号及び番号」欄には、廃棄する貨物の記号及び番号を記載するほか、当該貨物が<u>特例輸出貨物</u>（関税法第 30 条第 1 項第 5 号に規定する「<u>特例輸出貨物</u>」をいう。）である場合には、当該貨物の輸出の許可書の番号を併せて記載する。</p>	<p>「記号及び番号」欄には、廃棄する貨物の記号及び番号を記載するほか、当該貨物が<u>特定輸出貨物</u>（関税法第 30 条第 1 項第 5 号に規定する「<u>特定輸出貨物</u>」をいう。）である場合には、当該貨物の輸出の許可書の番号を併せて記載する。</p>
輸出申告書 (C-5010)	輸出申告書 (C-5010)
<申告書上段の記載要領>	<申告書上段の記載要領>
<p>「<u>蔵置場所</u>」の項には、現に輸出貨物を蔵置している場所又は輸出の許可を受けるために輸出貨物を搬入する予定の場所を記載する。なお、保税地域以外の場所（自社施設等）において特定輸出申告、特定委託輸出申告又は特定製造貨物輸出申告を行い、輸出の許可を受けた後に保税地域を経由して積込港へ運送される場合には、関税法基本通達<u>67 の 3-1-8(2)</u>の規定により、当該保税地域を付記する。</p>	<p>「<u>蔵置場所</u>」の項には、現に輸出貨物を蔵置している場所を記載する。なお、保税地域以外の場所（自社施設等）において特定輸出申告を行い、輸出の許可を受けた後に保税地域を経由して積込港へ運送される場合には、関税法基本通達<u>67 の 3-1-8(2)</u>の規定により、当該保税地域を付記する。</p>
<申告書下段の記載要領>	<申告書下段の記載要領>
<p>「<u>個数、記号、番号</u>」の欄の記載方法</p> <p>下記「個数」、「記号」及び「番号」の事項の記載に当たっては、申告書中段の各品目に共通する事項は一括して、また、各品目ごとに異なる事項は、品名欄の番号を記入の上、各品目ごとに記載する。</p>	<p>「<u>個数、記号、番号</u>」の欄の記載方法</p> <p>下記「個数」、「記号」及び「番号」の事項の記載に当たっては、申告書中段の各品目に共通する事項は一括して、また、各品目ごとに異なる事項は、品名欄の番号を記入の上、各品目ごとに記載する。</p>
<p>なお、品目ごとに記載を要する場合で、欄が狭いためこの欄に記載することが困難なときは、申告書中段の各品名欄に個別に記載するか又は別紙に記載のうえ添付することとして差し支えない。</p> <p>(1)及び(2) (省略)</p> <p>(3) 「輸出貨物がコンテナー詰めされて輸出される貨物である場合」には、「コンテナー詰めする貨物であること」及び「コンテナー詰めする場所」を、また、「輸出貨物がコンテナー詰めされた状態で輸出申告される貨物である場合」には、「そのコンテナーの番号」を記載する。</p>	<p>なお、品目ごとに記載を要する場合で、欄が狭いためこの欄に記載することが困難なときは、申告書中段の各品名欄に個別に記載するか又は別紙に記載のうえ添付することとして差し支えない。</p> <p>(1)及び(2) (同左)</p> <p>(3) 「輸出貨物がコンテナー詰めされて輸出される貨物である場合」には、「コンテナー詰めする貨物であること」及び「コンテナー詰めする場所」を、また、「<u>コンテナー扱いにより</u>輸出貨物がコンテナー詰めされた状態で輸出申告される貨物である場合」には、「そのコンテナーの番号」を記載する。</p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）Ⅱ 記載要領及び留意事項】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>特例輸入者等承認・認定申請書（C-9000）</p> <p>「<u>あて先税関長</u>」欄には、特定輸入者、特定保税運送者及び特定輸出者の承認の申請においては、原則として、主たる貿易業務を行っている事業所の所在地を管轄する税関長の職名を、特定保税承認者の承認及び認定製造者の認定の申請においては、申請者の住所又は居所の所在地を所轄する税関長の職名を、認定通関業者の認定の申請においては、申請者が通関業の許可を受けているいざれかの税関長の職名を記載する。</p> <p>「<u>代理人</u>」欄には、代理人が申請を行う場合に、当該者の住所及び氏名又は名称を記載する。</p> <p>「<u>関税法第 7 条の 2 第 1 項</u>に規定する申告の特例の適用を受けようとする・<u>関税法第 67 条の 3 第 1 項</u>の適用を受けて輸出申告しようとする貨物の品名」欄は、特例輸入者又は特定輸出者の承認申請において記載するものとし、記載する品名が複数ある場合は、適宜別紙に記載のうえ添付する。</p> <p>「<u>関税法第 7 条の 5 第 1 号イからリまでのいざれか</u>・<u>関税法第 51 条第 1 号イからハまで</u>（法第 62 条において準用する場合を含む。）のいざれか・<u>関税法第 63 条の 4 第 1 号イからチまでのいざれか</u>・<u>関税法第 67 条の 6 第 1 号イからチまでのいざれか</u>・<u>関税法第 67 条の 13 第 3 項第 1 号イからチまで</u>又は同項第 3 号イに規定する<u>第 67 条の 6 第 1 号イからチまでのいざれか</u>・<u>関税法第 79 条第 3 項第 1 号イからチまでのいざれか</u>に該当する事実の有無（該当する事実がある場合にはその内容）」欄の具体的な記載方法は、次による。</p> <p>(1) <u>関税法第 7 条の 5 第 1 号ホ又は同法第 67 条の 6 第 1 号</u>へに係る範囲は、輸出入手続等を委任する通関業者を含めて、その該否を確認して記載されることとなるので留意する。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) 特定保税承認者の承認申請にあっては<u>関税法第 51 条第 1 号イからハまで</u>（法第 62 条において準用する場合を含む。）のいざれか、特定保税運送者の承認申請にあっては<u>同法第 63 条の 4 第 1 号イからチまでのいざれか</u>、認定製造者の認定申請にあたっては<u>同法第 67 条の 13 第 3 項第 1 号イからチまで</u>又は同項第 3 号イに規定する<u>第 67 条の 6 第 1 号イからチまでのいざれか</u>、認定通関業者の認定申請にあっては<u>同法第 79 条第 3 項第 1 号イからチまでのいざれか</u>について記載する。</p> <p>「<u>許可を受けている保税蔵置場・保税工場・営業所の名称及び所在地</u>」欄には、<u>関税法第 50 条第 1 項</u>の承認を受けようとする場合にあっては、許可</p>	<p>特例輸入者等承認・認定申請書（C-9000）</p> <p>「<u>あて先税関長</u>」欄には、特定輸入者、特定保税運送者及び特定輸出者の承認の申請においては、原則として、主たる貿易業務を行っている事業所の所在地を管轄する税関長の職名を、特定保税承認者の承認及び認定製造者の認定の申請においては、申請者の住所又は居所の所在地を所轄する税関長の職名を、認定通関業者の認定の申請においては、申請者が通関業の許可を受けているいざれかの税関長の職名を記載する。</p> <p>「<u>代理人</u>」欄には、代理人が申請を行う場合に、当該者の住所及び氏名又は名称を記載する。</p> <p>「<u>関税法第 7 条の 2 第 1 項</u>に規定する申告の特例の適用を受けようとする・<u>関税法第 67 条の 3 第 1 項</u>の適用を受けて輸出申告しようとする貨物の品名」欄は、特例輸入者又は特定輸出者の承認申請において記載するものとし、記載する品名が複数ある場合は、適宜別紙に記載のうえ添付する。</p> <p>「<u>関税法第 7 条の 5 第 1 号イからリまでのいざれか</u>・<u>関税法第 51 条第 1 号イからハまで</u>（法第 62 条において準用する場合を含む。）のいざれか・<u>関税法第 63 条の 4 第 1 号イからチまでのいざれか</u>・<u>関税法第 67 条の 4 第 1 号イからチまでのいざれか</u>・<u>関税法第 67 条の 13 第 3 項第 1 号イからチまで</u>又は同項第 3 号イに規定する<u>第 67 条の 4 第 1 号イからチまでのいざれか</u>・<u>関税法第 79 条第 3 項第 1 号イからチまでのいざれか</u>に該当する事実の有無（該当する事実がある場合にはその内容）」欄の具体的な記載方法は、次による。</p> <p>(1) <u>関税法第 7 条の 5 第 1 号ホ又は同法第 67 条の 4 第 1 号</u>へに係る範囲は、輸出入手続等を委任する通関業者を含めて、その該否を確認して記載されることとなるので留意する。</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(3) 特定保税承認者の承認申請にあっては<u>関税法第 51 条第 1 号イからハまで</u>（法第 62 条において準用する場合を含む。）のいざれか、特定保税運送者の承認申請にあっては<u>同法第 63 条の 4 第 1 号イからチまでのいざれか</u>、認定製造者の認定申請にあたっては<u>同法第 67 条の 13 第 3 項第 1 号イからチまで</u>又は同項第 3 号イに規定する<u>第 67 条の 4 第 1 号イからチまでのいざれか</u>、認定通関業者の認定申請にあっては<u>同法第 79 条第 3 項第 1 号イからチまでのいざれか</u>について記載する。</p> <p>「<u>許可を受けている保税蔵置場・保税工場・営業所の名称及び所在地</u>」欄には、<u>関税法第 50 条第 1 項</u>の承認を受けようとする場合にあっては、許可</p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）Ⅱ 記載要領及び留意事項】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>を受けている保税蔵置場の名称及び所在地を、同法第 61 条の 5 第 1 項の承認を受けようとする場合にあっては、許可を受けている保税工場の名称及び所在地を、同法第 79 条第 1 項の認定を受けようとする場合にあっては、通関業法（昭和 42 年法律第 122 号）第 8 条第 1 項に規定する許可を受けている営業所の所在地及び名称を記載するものとし、許可を受けている保税蔵置場等が複数ある場合は、適宜別紙に記載のうえ添付する。</p>	<p>を受けている保税蔵置場の名称及び所在地を、同法第 61 条の 5 第 1 項の承認を受けようとする場合にあっては、許可を受けている保税工場の名称及び所在地を、同法第 79 条第 1 項の認定を受けようとする場合にあっては、通関業法（昭和 42 年法律第 122 号）第 8 条第 1 項に規定する許可を受けている営業所の所在地及び名称を記載するものとし、許可を受けている保税蔵置場等が複数ある場合は、適宜別紙に記載のうえ添付する。</p>
<p>「その他参考となるべき事項」欄には、会社概況（資本金を含む。）、社内の組織、役員の氏名、性別、生年月日及び履歴を記載するとともに、次の区分に応じ、それぞれに掲げる事項を記載するものとする。</p>	<p>「その他参考となるべき事項」欄には、会社概況（資本金を含む。）、社内の組織、役員の氏名、性別、生年月日及び履歴を記載するとともに、次の区分に応じ、それぞれに掲げる事項を記載するものとする。</p>
<p>なお、これらの事項が法令遵守規則に記載されている場合又はこれらの事項を明らかにする書類が添付されている場合には、その記載されている範囲又はその明らかにされている範囲内において、申請書への記載を省略又は簡略化することができるものとする。</p>	<p>なお、これらの事項が法令遵守規則に記載されている場合又はこれらの事項を明らかにする書類が添付されている場合には、その記載されている範囲又はその明らかにされている範囲内において、申請書への記載を省略又は簡略化することができるものとする。</p>
<p>また、履歴のうち、申請者（法人である場合にはその役員及び主要な従業者を含む。）の氏名（カナ、漢字）、生年月日、性別については、CSV 形式で記録した電磁的記録媒体（フロッピーディスク、CD-R 等）を添付するものとする。なお、都道府県警察から、暴力団員等であるか否かを確認するため補充情報が必要であるとの連絡があった場合等において、税関から求めがあったときは、本籍及び住所が記載された戸籍謄本等を提出するものとする。</p>	<p>また、履歴のうち、申請者（法人である場合にはその役員及び主要な従業者を含む。）の氏名（カナ、漢字）、生年月日、性別については、CSV 形式で記録した電磁的記録媒体（フロッピーディスク、CD-R 等）を添付するものとする。なお、都道府県警察から、暴力団員等であるか否かを確認するため補充情報が必要であるとの連絡があった場合等において、税関から求めがあったときは、本籍及び住所が記載された戸籍謄本等を提出するものとする。</p>
<p>(1)～(4) (省略) (5) 認定製造者の認定申請 ①～③ (省略) ④ 特定製造貨物輸出者について法第 67 条の 13 第 3 項第 3 号イに規定する第 67 条の 6 第 1 号イからチまでのいずれかに該当する場合は、その事実 ⑤～⑨ (省略) (6) (省略)</p>	<p>(1)～(4) (同左) (5) 認定製造者の認定申請 ①～③ (同左) ④ 特定製造貨物輸出者について法第 67 条の 13 第 3 項第 3 号イに規定する第 67 条の 4 第 1 号イからチまでのいずれかに該当する場合は、その事実 ⑤～⑨ (同左) (6) (同左)</p>
<p>特例輸入者等承認・認定内容変更届（C-9030）</p>	<p>特例輸入者等承認・認定内容変更届（C-9030）</p>
<p>＜記載事項＞ 変更届には、届出者の氏名又は名称、住所、輸出入者符合（特例輸入者及び特定輸出者に限る。）並びに承認・認定番号及び承認・認定年月日を記載するものとし、法人の場合には、代表者名を併せて記載する。また、変更する事項及びその理由並びに変更事実の発生年月日を明記し、併せて、法第 7</p>	<p>＜記載事項＞ 変更届には、届出者の氏名又は名称、住所、輸出入者符合（特例輸入者及び特定輸出者に限る。）並びに承認・認定番号及び承認・認定年月日を記載するものとし、法人の場合には、代表者名を併せて記載する。また、変更する事項及びその理由並びに変更事実の発生年月日を明記し、併せて、法第 7</p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）Ⅱ 記載要領及び留意事項】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
条の 5 第 1 号イからリまでのいづれか、法第 51 条第 1 号イからハまで（法第 62 条において準用する場合を含む。）のいづれか、法第 63 条の 4 第 1 号イからチまでのいづれか、法第 67 条の 6 第 1 号イからチまでのいづれか、法第 67 条の 13 第 3 項第 1 号イからチまで及び第 3 号イに規定する第 67 条の 6 第 1 号イからチまでのいづれか、法第 79 条第 3 項第 1 号イからチまでのいづれかに該当する事実の有無（該当する事実がある場合には、その内容）を記載する。	条の 5 第 1 号イからリまでのいづれか、法第 51 条第 1 号イからハまで（法第 62 条において準用する場合を含む。）のいづれか、法第 63 条の 4 第 1 号イからチまでのいづれか、法第 67 条の 6 第 1 号イからチまでのいづれか、法第 67 条の 13 第 3 項第 1 号イからチまで及び第 3 号イに規定する第 67 条の 4 第 1 号イからチまでのいづれか、法第 79 条第 3 項第 1 号イからチまでのいづれかに該当する事実の有無（該当する事実がある場合には、その内容）を記載する。
<提出の時期> (省略)	<提出の時期> (同左)
<添付書類> (省略)	<添付書類> (同左)
特例輸入者等承認・認定の承継の承認申請書（C-9060）	特例輸入者等承認・認定の承継の承認申請書（C-9060）
<記載事項> (省略)	<記載事項> (同左)
<添付書類等> 申請書には、特例輸入者の承認の承継の承認申請の場合にあっては、関税法基本通達 7 の 13-1(2)に掲げる書類を、特定保税承認者の承認の承継の承認申請の場合にあっては、同通達 55-1 に掲げる書類を、特定輸出者の承認の承継の承認申請の場合にあっては、同通達 67 の 12-1 において準用する 7 の 13-1(2)に掲げる書類を、認定製造者の認定の承継の承認申請の場合にあっては、同通達 67 の 18-1 において準用する 7 の 13-1(2)に掲げる書類を添付する。	<添付書類等> 申請書には、特例輸入者の承認の承継の承認申請の場合にあっては、関税法基本通達 7 の 13-1(2)に掲げる書類を、特定保税承認者の承認の承継の承認申請の場合にあっては、同通達 55-1 に掲げる書類を、特定輸出者の承認の承継の承認申請の場合にあっては、同通達 67 の 10-1 において準用する 7 の 13-1(2)に掲げる書類を、認定製造者の認定の承継の承認申請の場合にあっては、同通達 67 の 18-1 において準用する 7 の 13-1(2)に掲げる書類を添付する。
また、履歴のうち、申請者（法人である場合にはその役員及び主要な従業者を含む。）の氏名（カナ、漢字）、生年月日、性別については、CSV 形式で記録した電磁的記録媒体（フロッピーディスク、CD-R 等）を添付するものとする。なお、都道府県警察から、暴力団員等であるか否かを確認するため補充情報が必要であるとの連絡があった場合等において、税関から求めがあったときは、本籍及び住所が記載された戸籍謄本等を提出するものとする。	また、履歴のうち、申請者（法人である場合にはその役員及び主要な従業者を含む。）の氏名（カナ、漢字）、生年月日、性別については、CSV 形式で記録した電磁的記録媒体（フロッピーディスク、CD-R 等）を添付するものとする。なお、都道府県警察から、暴力団員等であるか否かを確認するため補充情報が必要であるとの連絡があった場合等において、税関から求めがあったときは、本籍及び住所が記載された戸籍謄本等を提出するものとする。
関税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認申請書（帳簿）	関税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認申請書（帳簿）

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）Ⅱ 記載要領及び留意事項】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(C-9300)	(C-9300)
(1) (省略)	(1) (同左)
(2) 本文 特例輸入者が申請する場合は「関税法第 7 条の 9 第 2 項」の文字を、特定輸出者が申請する場合は「 <u>第67条の 8 第 2 項</u> 」の文字を、それ以外の輸出入者が申請する場合は「 <u>第94 条第 3 項</u> 」の文字をそれぞれ○で囲み、また、関税関係帳簿を電磁的記録による保存をしようとする場合は「第 4 条第 1 項」の文字を、COM による保存をしようとする場合は「第 5 条第 1 項」の文字をそれぞれ○で囲む。	特例輸入者が申請する場合は「関税法第 7 条の 9 第 2 項」の文字を、特定輸出者が申請する場合は「 <u>第67条の 6 第 2 項</u> 」の文字を、それ以外の輸出入者が申請する場合は「 <u>第94 条第 3 項</u> 」の文字をそれぞれ○で囲み、また、関税関係帳簿を電磁的記録による保存をしようとする場合は「 <u>第 4 条第 1 項</u> 」の文字を、COM による保存をしようとする場合は「 <u>第 5 条第 1 項</u> 」の文字をそれぞれ○で囲む。
(3) 「1 承認を受けようとする関税関係帳簿の種類名称、備付けを開始する日及び保存場所」の各欄 イ 「帳簿の種類名称」欄には、承認を受けようとする帳簿の種類名称を「 <u>仕入帳</u> 」「 <u>輸入台帳</u> 」等のように記載する。なお、関税法施行令第 4 条の 12 第 3 項、 <u>第59条の 10 第 3 項</u> 又は第 83 条第 5 項の規定の適用を受ける書類については、記載不要である。 ロ～ニ (省略)	(3) 「1 承認を受けようとする関税関係帳簿の種類名称、備付けを開始する日及び保存場所」の各欄 イ 「帳簿の種類名称」欄には、承認を受けようとする帳簿の種類名称を「 <u>仕入帳</u> 」「 <u>輸入台帳</u> 」等のように記載する。なお、関税法施行令第 4 条の 12 第 3 項、 <u>第59条の 8 第 3 項</u> 又は第 83 条第 5 項の規定の適用を受ける書類については、記載不要である。 ロ～ニ (同左)
(4) (省略)	(4) (同左)
(5) 「3 特例輸入者となった・特定輸出者となった・関税法第 94 条第 1 項に規定する貨物に係る輸入申告をする予定の・関税法第 94 条第 2 項に規定する貨物に係る輸出申告をする予定の日（新たに特例輸入者となった法人・新たに特定輸出者となった法人・新たに当該貨物を業として輸入しようとする者・新たに当該貨物を業として輸出しようとする者が、関税法基本通達 7 の 9-8 又は 67 の 8-2、94-2、94-3 において準用する 7 の 9-8 の規定を適用しようとする場合）」欄には、特例輸入者又は特定輸出者として承認された日若しくは法第 94 条第 1 項に規定する貨物に係る輸入申告又は法第 94 条第 2 項に規定する貨物に係る輸出申告をする予定の日を記載する。	(5) 「3 特例輸入者となった・特定輸出者となった・関税法第 94 条第 1 項に規定する貨物に係る輸入申告をする予定の・関税法第 94 条第 2 項に規定する貨物に係る輸出申告をする予定の日（新たに特例輸入者となった法人・新たに特定輸出者となった法人・新たに当該貨物を業として輸入しようとする者・新たに当該貨物を業として輸出しようとする者が、関税法基本通達 7 の 9-8 又は 67 の 6-2、94-2、94-3 において準用する 7 の 9-8 の規定を適用しようとする場合）」欄には、特例輸入者又は特定輸出者として承認された日若しくは法第 94 条第 1 項に規定する貨物に係る輸入申告又は法第 94 条第 2 項に規定する貨物に係る輸出申告をする予定の日を記載する。
(6)～(9) (省略)	(6)～(9) (同左)
関税関係書類の電磁的記録等による保存の承認申請書（書類） (C-9310)	関税関係書類の電磁的記録等による保存の承認申請書（書類） (C-9310)
(1) (省略)	(1) (同左)
(2) 本文 特例輸入者が申請する場合は「関税法第 7 条の 9 第 2 項」の文字を、特	(2) 本文 特例輸入者が申請する場合は「 <u>関税法第 7 条の 9 第 2 項</u> 」の文字を、特

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）Ⅱ 記載要領及び留意事項】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>定輸出者が申請する場合は「<u>第 67 条の 8 第 2 項</u>」の文字を、それ以外の輸出入者が申請する場合は「<u>第 94 条第 3 項</u>」の文字をそれぞれ○で囲み、また、関税関係帳簿を電磁的記録による保存をしようとする場合は「<u>第 4 条第 2 項</u>」の文字を、COMによる保存をしようとする場合は「<u>第 5 条第 2 項</u>」の文字をそれぞれ○で囲む。</p>	<p>定輸出者が申請する場合は「<u>第 67 条の 6 第 2 項</u>」の文字を、それ以外の輸出入者が申請する場合は「<u>第 94 条第 3 項</u>」の文字をそれぞれ○で囲み、また、関税関係帳簿を電磁的記録による保存をしようとする場合は「<u>第 4 条第 2 項</u>」の文字を、COMによる保存をしようとする場合は「<u>第 5 条第 2 項</u>」の文字をそれぞれ○で囲む。</p>
(3)及び(4) (省略)	(3)及び(4) (省略)
<p>(5) 「3 特例輸入者となった・特定輸出者となった・関税法第 94 条第 1 項に規定する貨物に係る輸入申告をする予定の・関税法第 94 条第 2 項に規定する貨物に係る輸出申告をする予定の日（新たに特例輸入者となった法人・新たに特定輸出者となった法人・新たに当該貨物を業として輸入しようとする者・新たに当該貨物を業として輸出しようとする者が、関税法基本通達 7 の 9-8 又は<u>67 の 8-2</u>、94-2、94-3において準用する 7 の 9-8 の規定を適用しようとする場合）」欄には、特例輸入者又は特定輸出者として承認された日若しくは法第 94 条第 1 項に規定する貨物に係る輸入申告又は法第 94 条第 2 項に規定する貨物に係る輸出申告をする予定の日を記載する。</p>	<p>(5) 「3 特例輸入者となった・特定輸出者となった・関税法第 94 条第 1 項に規定する貨物に係る輸入申告をする予定の・関税法第 94 条第 2 項に規定する貨物に係る輸出申告をする予定の日（新たに特例輸入者となった法人・新たに特定輸出者となった法人・新たに当該貨物を業として輸入しようとする者・新たに当該貨物を業として輸出しようとする者が、関税法基本通達 7 の 9-8 又は<u>67 の 6-2</u>、94-2、94-3において準用する 7 の 9-8 の規定を適用しようとする場合）」欄には、特例輸入者又は特定輸出者として承認された日若しくは法第 94 条第 1 項に規定する貨物に係る輸入申告又は法第 94 条第 2 項に規定する貨物に係る輸出申告をする予定の日を記載する。</p>
(6)～(8) (省略)	(6)～(8) (同左)
<p>関税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の承認申請書（スキャナ） (C-9315)</p>	<p>関税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の承認申請書（スキャナ） (C-9315)</p>
(1) (省略)	(1) (同左)
(2) 本文	(2) 本文
<p>特例輸入者が申請する場合は「<u>関税法第 7 条の 9 第 2 項</u>」の文字を、特定輸出者が申請する場合は「<u>第 67 条の 8 第 2 項</u>」の文字を、それ以外の輸出入者が申請する場合は「<u>第 94 条第 3 項</u>」の文字をそれぞれ○で囲む。</p>	<p>特例輸入者が申請する場合は「<u>関税法第 7 条の 9 第 2 項</u>」の文字を、特定輸出者が申請する場合は「<u>第 67 条の 6 第 2 項</u>」の文字を、それ以外の輸出入者が申請する場合は「<u>第 94 条第 3 項</u>」の文字をそれぞれ○で囲む。</p>
(3)及び(4) (省略)	(3)及び(4) (同左)
<p>(5) 「3 特例輸入者となった・特定輸出者となった・関税法第 94 条第 1 項に規定する貨物に係る輸入申告をする予定の・関税法第 94 条第 2 項に規定する貨物に係る輸出申告をする予定の日（新たに特例輸入者となった法人・新たに特定輸出者となった法人・新たに当該貨物を業として輸入しようとする者・新たに当該貨物を業として輸出しようとする者が、関税法基本通達 7 の 9-8 又は<u>67 の 8-2</u>、94-2、94-3において準用する 7 の 9-8 の規定を適用しようとする場合）」欄には、特例輸入者又は特定輸出者として承認された日若しくは法第 94 条第 1 項に規定する貨物に係</p>	<p>(5) 「3 特例輸入者となった・特定輸出者となった・関税法第 94 条第 1 項に規定する貨物に係る輸入申告をする予定の・関税法第 94 条第 2 項に規定する貨物に係る輸出申告をする予定の日（新たに特例輸入者となった法人・新たに特定輸出者となった法人・新たに当該貨物を業として輸入しようとする者・新たに当該貨物を業として輸出しようとする者が、関税法基本通達 7 の 9-8 又は<u>67 の 6-2</u>、94-2、94-3において準用する 7 の 9-8 の規定を適用しようとする場合）」欄には、特例輸入者又は特定輸出者として承認された日若しくは法第 94 条第 1 項に規定する貨物に係</p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）Ⅱ 記載要領及び留意事項】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>る輸入申告又は法第 94 条第 2 項に規定する貨物に係る輸出申告をする予定の日を記載する。</p> <p>(6)～(8) (省略)</p>	<p>る輸入申告又は法第 94 条第 2 項に規定する貨物に係る輸出申告をする予定の日を記載する。</p> <p>(6)～(8) (同左)</p>
<p>関税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認申請書（中途）（C-9320）</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 本文</p> <p>特例輸入者が申請する場合は「<u>関税法第 7 条の 9 第 2 項</u>」の文字を、特定輸出者が申請する場合は「<u>第 6 7 条の 8 第 2 項</u>」の文字を、それ以外の輸出入者が申請する場合は「<u>第 9 4 条第 3 項</u>」の文字をそれぞれ○で囲む。</p> <p>(3)～(9) (省略)</p>	<p>関税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認申請書（中途）（C-9320）</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 本文</p> <p>特例輸入者が申請する場合は「<u>関税法第 7 条の 9 第 2 項</u>」の文字を、特定輸出者が申請する場合は「<u>第 6 7 条の 6 第 2 項</u>」の文字を、それ以外の輸出入者が申請する場合は「<u>第 9 4 条第 3 項</u>」の文字をそれぞれ○で囲む。</p> <p>(3)～(9) (同左)</p>
<p>関税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の取りやめの届出書（C-9330）</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 本文</p> <p>特例輸入者が申請する場合は「<u>関税法第 7 条の 9 第 2 項</u>」の文字を、特定輸出者が申請する場合は「<u>第 6 7 条の 8 第 2 項</u>」の文字を、それ以外の輸出入者が申請する場合は「<u>第 9 4 条第 3 項</u>」の文字をそれぞれ○で囲む。</p>	<p>関税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の取りやめの届出書（C-9330）</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 本文</p> <p>特例輸入者が申請する場合は「<u>関税法第 7 条の 9 第 2 項</u>」の文字を、特定輸出者が申請する場合は「<u>第 6 7 条の 6 第 2 項</u>」の文字を、それ以外の輸出入者が申請する場合は「<u>第 9 4 条第 3 項</u>」の文字をそれぞれ○で囲む。</p>
<p>関税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の変更の届出書（C-9340）</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 本文</p> <p>特例輸入者が申請する場合は「<u>関税法第 7 条の 9 第 2 項</u>」の文字を、特定輸出者が申請する場合は「<u>第 6 7 条の 8 第 2 項</u>」の文字を、それ以外の輸出入者が申請する場合は「<u>第 9 4 条第 3 項</u>」の文字をそれぞれ○で囲む。</p>	<p>関税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の変更の届出書（C-9340）</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 本文</p> <p>特例輸入者が申請する場合は「<u>関税法第 7 条の 9 第 2 項</u>」の文字を、特定輸出者が申請する場合は「<u>第 6 7 条の 6 第 2 項</u>」の文字を、それ以外の輸出入者が申請する場合は「<u>第 9 4 条第 3 項</u>」の文字をそれぞれ○で囲む。</p>
<p>(3)～(6) (省略)</p>	<p>(3)～(6) (同左)</p>